

事務連絡  
令和6年8月26日

一般社団法人日本建設あと施工アンカー協会 殿  
あと施工アンカー工事協同組合 殿

国土交通省  
大臣官房参事官（建設人材・資材）

### あと施工アンカー工事に係る能力評価基準の策定について（協力依頼）

平素より、国土交通行政に対し特段のご理解、ご支援を賜りましてありがとうございます。また、建設業の発展にご尽力いただいておりますことを改めて御礼申し上げます。

さて、国土交通省では、建設技能者が技能や経験に応じた評価や処遇を受けることのできる環境の整備を図るため、平成31年度に建設技能者の能力評価の実施に必要な事項を定めた建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成31年国土交通省告示第460号）を公示し、専門工事業団体等と一体となって、能力評価の普及拡大に取り組んでいるところです。

あと施工アンカー分野の能力評価基準については、現在登録基幹技能者講習実施団体である（一社）日本建設あと施工アンカー協会（以下「協会」という。）において検討をいただいているところですが、能力評価基準の策定に当たっては、対象とする職種の技能者の技能や経験が適切に評価される必要がありますので、あと施工アンカー工事に従事する技能者の適切な技能・経験の評価のため、下記の点についてご検討いただくようお願いいたします。

#### 記

あと施工アンカー工事の技能や知識に係る資格制度は、協会が行うものと、あと施工アンカー工事協同組合（以下「組合」という。）が行うものがあるところ、技能者の処遇改善という目的に照らすと、能力評価基準は、それぞれの資格制度により認定を受けた技能者が適切に評価されるものとなることが望ましいと考えております。

一方、能力評価基準のレベル4の保有資格として定めている登録基幹技能者については、組合から事前相談を受けている中で協会のみがあと施工アンカー基幹技能者の登録講習機関として認定を受けたため、組合のあと施工アンカー施工技術士（A種）資格を保有する技能者が能力評価を受けるためには、協会の第一種あと施工アンカー技能士の資格を改めて取得しなければならず、両団体間の調整が困難となっています。

この点、「第一種あと施工アンカー施工士」と「あと施工アンカー施工技術士（A種）」、「第二種あと施工アンカー施工士」と「あと施工アンカー施工技術士（B種）」をそれぞれ比較したところ、試験の実施方法、内容等は必ずしも同一ではない部分はあるものの、両者に差異がある部分についてはその知識や技能の補充を行うこと等により、できる限り技能者

に負担のない形で、両団体の資格の橋渡しを行い、統一された能力評価基準の下に位置付けることも可能ではないかと考えております。

現状のままでは、組合の資格を保有する技能者も、協会の資格を保有する技能者も能力評価を受けることができないことから、あと施工アンカー工事に従事する技能者の適切な技能・経験の評価と処遇改善、あと施工アンカー工事業の持続可能な発展のためにも、両団体にご検討をいただければ幸甚です。

以上